

安全保障理事会決議 2388 (2017)

2017 年 11 月 21 日、安全保障理事会第 8111 回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理議長声明 2015/25、安保理決議 2331 (2016) を想起し、

事務総長報告書 S/2017/939 に留意し、

国際連合憲章に従った、国際の平和および安全の維持に関するその主要な責任を想起し、

紛争の状況における人身取引に関するテーマ別文書の策定、グローバル・プロテクション・クラスターの範囲内での人道行動における取引対策に関する対策チームの設立、人身取引に関する 2016 年のグローバル報告書の発行を通じたものを含む、武力紛争の文脈における人身取引に関するデータ収集の構造化された制度の UNODC による策定、そして人身取引がテロ行為の遂行の資金調達またはそのための勧誘を通じたものを含めて、テロリズムを支援する目的のために犯された場合、人身取引の問題に対処する加盟国の取組に関する情報を適切な場合には、テロ対策委員会の国別評価の中への、テロ対策委員会の政策指針の下で、既存の職務権限の範囲内で、そして UNODC とその他の関連する組織と密接に協力した、テロ対策委員会事務局による包摂を含む、安保理決議 2331 (2016) を実施するために国際連合組織および国際的なまた地域的な機関により遂行された取組に留意し、

最初に国際的に合意した人身取引の犯罪の定義を含みそして人身取引を効果的に防止しそして闘うための枠組を規定している、国際連合越境組織犯罪防止条約と人、特に女子および児童の取引を防止し、抑止しおよび処罰するための議定書を想起し、また人身取引と戦う国際連合世界行動計画をさらに想起し、

武力紛争と紛争後の状況により影響を受けた地区における人身取引は、他の者を売春させて搾取することまたは他の形態の性的搾取、強制労働、奴隷化またはこれに類する行為、隷属または臓器の摘出を含む、様々な形態の搾取目的のためになることができることを認識し、武力紛争と紛争後の状況にお

ける人身取引は、紛争時の性的暴力と関連させることができることそして武力紛争の状況における女性と子ども並びに難民を含む、武力紛争により強制的に追い立てられた人は、武力紛争における人身取引に対したまたこれらの形態の搾取に対して特に無防備になり得ることを更に認識し、

2017年9月27日に総会により採択された、人身取引対策国際連合世界行動計画の実施に関する政治宣言を想起し、そして人身取引が生じた場合にはどこでも、人身取引を終わらせるための疑いのない一致した行動を取るというその中で表明された加盟国の決意を更に歓迎し、

武力紛争により影響を受けた地区における人身取引の行為についての安保理の非難にもかかわらず、そのような行為が起きることが続いていることに深い懸念をくり返し表明し、

武力紛争と紛争後の状況における人身取引の被害者に安保理の連帯をくり返し表明しそして彼らの人権を十分に尊重したまた彼らが苦しんだ極めて厳しい心の痛手と更に犠牲者にする事と負の烙印の危険を十分に考慮したやり方で、彼らの肉体的な、心理的な並びに社会的な回復、生活復帰および社会復帰のために適切な看護、援助およびサービスを彼らに提供することの重要性に留意し、

武力紛争の文脈における、特に女性と子どもの、人身取引は、いかなる宗教、民族または文明と関連づけることはできずまた関連づけるべきではないことを再確認し、

サヘル地区における人身取引と移民を密入国させることを含む、越境組織犯罪の異なる形態により与えられた重大な課題について懸念を表明している、諸決議 2359 (2017) と 2374 (2017) を想起し、そして

リビアにおける状況が、リビアにおける他の組織犯罪やテロリストのネットワークに対して支援を提供できる、リビア領域への、リビア領域を通ったそしてリビア領域からの移民の密入国と人身取引により悪化させられていることに懸念を表明している、諸決議 2240 (2015) と 2380 (2017) をまた想起し、

テロリストが、幾つかの地域において越境組織犯罪から、人身取引からのを含めて、利益を得ていることに懸念を表明している諸決議 2195 (2014)、2253 (2015)、2199 (2015) および 2368 (2017)

並びに、性的暴力とジェンダーに基づく暴力の行為が、テロリズムの戦術や勧誘と共同体の破壊を通して彼らの資金調達と彼らの力を増すための手段として用いた特定のテロリスト集団の戦略的目標とイデオロギーの一部になることが知られていることに懸念を表明している 2242 (2015) を含む、関連する安全保障理事会諸決議を十分に実施する全ての加盟国の極めて高い重要性をくり返し表明し、そして紛争や不安定を長引かせそして悪化させまたは一般住民に対するその影響を激しくすることができる、人身取引、性的暴力およびテロリズム並びにその他の組織犯罪活動の間の関係を更にくり返し表明し、

全ての利害関係者の中の人身取引に対する、とりわけ、二国間、多数国間および地域の過程と活動を含む、グローバル・パートナーシップを助長し続ける必要性を認識し、

人身取引は、人権の違反または侵害を必然的に伴っていることを認識しそして武力紛争の文脈における人身取引と関連した特定の行為または犯罪は、戦争犯罪を構成する可能性があることを強調し、そして刑事責任の免除を終わらせそしてジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪並びにその他の犯罪に責任を有する者を起訴する国家の責任および国家が、調査しそして訴追する自国の責任を行使することを国際法の下で要求されているこれらの犯罪に対する自国の国内法制度の下で適切な措置を採用する必要性を更に想起し、

ISIL (ダーシュとしても知られている) による継続した甚だしい、組織的な且つ広範な人権侵害および国際人道法違反；および ISIL、ANF 並びに関係を有する個人、集団、企業および団体による女性と子どもの拉致を最も強い文言で非難しそしてレイプや性的暴力、これらの団体による強制結婚や奴隷にすることを含む、彼女らの搾取および虐待に憤りを表明し、全ての国家および証拠を持つ非国家主体に対し、人身取引と関連する搾取および虐待の形態が実行者を財政的に支援する可能性があるというあらゆる情報に加えて、安保理の注意をそれにもたらすことを奨励し、国家は、自国領域内の自国民や人が、ISIL の利益のためにあらゆる資金、財政的資産または経済的資源を利用可能としないことを確保することが要求されていることを強調し、そしてそのような搾取や虐待に関係して直接にまたは間接的に ISIL に対して資金を移転するあらゆる人または団体は、ISIL (ダーシュ)、アル・カーイダおよび関係を有する個人、集団、企業並びに団体に関して諸決議 1267 (1999)、1989 (2011)、2253 (2005) および 2368 (2017) に従って設立された安全保障理事会委員会による一覧表掲載に値することに留意し、

武力紛争により影響を受けそして紛争から逃れている人は、人身取引の対象となる大きな危険があ

ることを認識し、そして武力紛争により強制的に追い立てられたかまたはその他の方法で影響を受けた者の中の人身取引の例を防止しそして特定する必要性を強調し、

武力紛争において取引の対象となった多数の女性と子どもについて深刻な懸念を表明し、そして人身取引の行為は、適用可能な国際法のその他の違反および勧誘と使用、拉致並びにレイプ、性的奴隷、強制売春や強制妊娠を特に含む性的暴力に関与するものを含む、その他の虐待としばしば関係を有することを認識し、そして全ての加盟国に対し、実行者の責任を問うことと被害者の回復と社会復帰において犠牲者を支援することを求め、

その大多数が非国家武装集団により実行された、武力紛争の状況における子どもの拉致について安保理の深刻な懸念をくり返し表明し、拉致は、学校を含む、様々な場において起きていることを認識し、拉致は、戦争犯罪または人道に対する罪に相当する可能性のある、勧誘と使用、殺害や傷害、並びにレイプやその他の形態の性的暴力に関与するものを含む、子どもに対して適用可能な国際法のその他の侵害や違反のしばしば先にあるいは後に起こることを更に認識し、そして全ての加盟国に対し、拉致の実行者の責任を問うことを求め、

武力紛争により強制的に追い立てられた、とりわけ自らの家族や介護者から離れた時の、子どもの搾取および虐待に対する高められた脆弱性について深い懸念を表明し、そして彼らの具体的な必要性を考慮しつつ迅速な特定や即時の援助を通して人身取引の被害者または人身取引に脆弱な者であるあらゆる付き添いのいない子どもの保護を確保する必要性を強調し、

人身取引を含む、武力紛争における子どもに対するあらゆる違反や虐待を非難しそして子どもの保護を求めている子どもと武力紛争に関する全ての安保理諸決議、そしてとりわけ、子どもと武力紛争に関する監視と報告制度を設立している、安保理決議 1261 (1999) 並びに安保理決議 1612 (2005) を想起し、

人身取引を防止しそして闘うためにその主要な責任を行使している受入国を支援するため、自らの職務権限に従って国連平和維持活動および特別政治ミッションにより講じられた措置に留意し、そして国連平和維持活動派遣団に展開されることになる要員に対して人身取引に関する展開前教育を提供するため加盟国により講じられた措置にもまた留意しそしてこの分野における更なる行動を奨励し、

適当な場合には、選ばれた平和維持活動派遣団における警察要員の派遣団の中での教育のために人身取引と移民の密入国に関する訓練モジュールを策定するための平和維持活動局、フィールド支援局および国際連合薬物犯罪事務所による活動に留意し、

性別、年齢およびその他の関連する要因により分類された、紛争の状況における人身取引に関する、並びに人身取引と関係を有する資金の流れに関する時宜を得た、客観的な、正確なそして信頼できるデータの UNODC と INTERPOL を含む、国際機構により管理された関連するデータベースもまた通じた改善された収集の必要性を強調し、

武力紛争により影響を受けた地区または紛争後の状況における人身取引に対処する国際連合システムの取組において準備と一貫性を確保する必要性を再確認しそして持続可能な平和と安定に貢献できる、取引を防止しそして闘うための包括的かつ調整された対処方法の強化に向けて、活動を続ける必要性を更に認識し、

1. 人身取引、特に武力紛争より影響を受けた地区における人身取引の全ての被害者の大多数を構成している女性と子どものあらゆる事例に関する安保理の最も強い文言での非難を再確認しそして人身取引が法の支配を損ねそしてその他の形態の越境組織犯罪に貢献し、そのことが紛争を悪化させまた危険な状態と不安定を助長しそして開発を損ねていることを強調する。

2. 加盟国に対し、優先事項として、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約とそれを補足する人、特に女子および児童の取引を防止し、抑止しおよび処罰するための議定書、並びに全ての関連する国際的な法的文書を批准するかまたは加入することを、そして締約国に対しそれを効果的に履行することを促す。

3. 加盟国に対し、自らの政治的公約を補強することそして人身取引を犯罪にし、防止しそしてその他の方法で闘うために適用可能な法的義務の自国の実施を改善することまた強固な被害者特定制度を実施することと武力紛争により影響を受けた地区に関連したものを含む、特定された被害者に対する保護と援助へのアクセスを提供することを含めて、人身取引を探知し途絶させるための取組を強化することを求め、取引事件の捜査と起訴に関するものを含めて、国際的な法執行協力の重要性をこれに関連

して強調しそして、これに関連して、要請に基づいて加盟国に対する技術援助を提供する国際連合薬物犯罪事務所（UNODC）の継続した支援を求める。

4. 加盟国に対し、適当と認められる場合に、それが、武力紛争の状況において犯された場合または武装集団やテロリスト集団によるものを含めて、あらゆる形態の人身取引が対処されることを確保するため取引対策および関連法令を再検討し、改正しそして実施することを、また国際的な組織犯罪対策国連条約の第 15 条に沿って犯罪者の刑事責任の免除を終わらせるための管轄権を確立することを審議することを、更に求める。

5. 加盟国に対し、武力紛争の影響を受けた地区における人身取引に従事しているネットワークを調査し、崩壊させそして破壊するためのその努力を促進することをまた人身取引の証拠を収集し、保存しそして蓄えるためのあらゆる適切な措置を講じることをまた求める。

6. 加盟国に対し、武力紛争により影響を受けた地区における人身取引と繋がる可能性のあった資金洗浄、汚職、移民の密入国およびその他の形態の組織犯罪などの犯罪と、金融情報を特定し分析するため金融調査を活用することによるもの並びに地域的なまた国際的な実際の活動に従事する法執行の協力を強化することによるものを含めて、闘うこと。

7. 加盟国に対し、国際的な資金洗浄対策/テロリズムの資金調達対策基準の遵守を強化することおよび人身取引を追跡しそして崩壊させまたテロリズムの資金調達との潜在的繋がりを特定するため先回りした金融調査を実施する能力を増すことを求める。

8. 加盟国に対し、武力紛争により影響を受けた地区における人身取引に対処すると同時に、学校のカリキュラムと教育計画の中に人身取引の危険に関する情報を取り込むことを含む、多次元の対処方法を採用することを促す。

9. 加盟国に対し、適切な経路と取極を通してまた国際法と国内法に一致して、人身取引と関係した金融の流れおよび人身取引を通じたテロリズム活動の資金調達の範囲と性質に関連したデータの収集、分析および共有を増すこと、および、適用可能な場合には、テロ対策委員会事務局（CTED）と分析支援および制裁履行監視チームに、人身取引とテロリストの資金調達の間繋がりに関連する関連情報

を提供することを奨励する。

10. 取引のあらゆる行為、ヤジディや宗教的少数者や民族的少数者に属するその他の人々のを含む「イランおよびレバントのイスラム国」(ISIL、ダーシュとしても知られている)により遂行されたとりわけ人の売買または貿易、また性的奴隷、性的搾取および強制労働の目的のためにボコ・ハラム、アル・シャバーブ、神の抵抗軍およびその他のテロリスト集団や武装集団により犯されたあらゆるそのような人身取引犯罪とその他の違反や虐待の行為について安保理の非難をくり返し表明し、そしてこれらに責任を有する者が責任を問われることができることを確実にするためそのような行為に関連した証拠を収集することと保存することの重要性を強調する。

11. 分析支援および制裁履行監視チームに対し、加盟国と協議した場合、武力紛争の地区における人身取引の問題とそれが ISIL (ダーシュとしても知られている)、アル・カーイダおよび関係を有する個人、集団、企業並びに団体に関連した場合、武力紛争における性的暴力の使用をその議論の中を含めることを続けることそして適切な場合にはその議論に関して諸決議 1267 (1999)、1989 (2011)、2253 (2015) および 2368 (2017) に従って設立された安全保障理事会委員会に対して報告することを要請する。

12. テロ対策委員会事務局 (CTED) に対して、その職務権限の範囲内で、テロ対策委員会 (CTC) の政策指針の下で、また UNDOC とそのほかの関連する組織と密接に協力して、テロ行為の犯行の資金調達またはそのための勧誘を通したものを含めて、人身取引が、テロリズムを支援する目的のために犯された場合、その問題に対処する加盟国の取組に関する情報を、適切な場合には、CTED の国別評価の中を含めるというその取組を増すことを要請する。

13. 加盟国に対して、被害者または取引に対して無防備な人を特定するために、犯罪捜査や手続へのその参加に関わりなく、適切な心理社会的支援と公共医療を含む、ジェンダーと年齢に敏感な援助を採用するために、難民を含む、武力紛争により強制的に追い立てられた人々と法執行、国境管理職員および難民並びに避難民受け入れ施設の刑事司法制度要員などの専門的に関わりあう能力を高めることを求める。

14. 取引の被害者または取引される危険がある、難民を含む強制的に追い立てられた人々と無国籍

者のための識別、登録、保護、援助を強化する必要性を認識する。

15. 加盟国に対して、脆弱性を評価しそして取引の被害者となる可能性並びにその具体的な援助の必要性を特定するため難民登録制度を利用することを奨励し、そしてこれに関連して、加盟国に対し、彼らが、関連する当局と関与した彼らに利用可能であるサービスや心理社会的支援にアクセスすることを可能にするため、その権利と援助のための手段を難民である人身取引の被害者に説明するための参考資料を策定することを奨励する。

16. 加盟国、とりわけ武力紛争により強制的に追い立てられた人々の通過国や受け入れている目的地国に対し、女性と子ども、特に付き添いのいない子どもに特別な注意を払って、取引の被害者と取引に無防備な人を主体的にまた便利に探知するための、人身取引の可能性または急迫した危険の早期警戒および早期審査枠組を策定しそして使用することを奨励する。

17. 加盟国に対し、取引の被害者の迅速な識別、犯罪の被害者としてのその取扱いを可能にするため、そして国内法令に沿って、取引の対象となっていた直接の結果として彼らが犯した違法活動について取引の被害者を起訴しないかまたは罰しないかを審議するため、武装集団やテロリスト集団の拘束から解放された人の個々の状況を徹底的に評価することを促す。

18. 殺害や傷害、性的暴力、拉致や強制移送、武力紛争における子供の勧誘と使用、学校や病院に対する攻撃、人道的アクセスの拒否および人身取引に関与したものを含む、国際法の違反、特に武力紛争の状況において子どもに影響したものを強く非難する。

19. 加盟国に対して、人身取引の被害者である子どもや付き添いがいないかまたは自分の家族や介護者から離れてしまった子どもを特定すること、関連する場合には、その時宜を得た登録を確実にすることそして在留資格に関わらず、適当な場合には、彼らに関連する児童保護当局に任せることを含めて、その特別な保護の必要性を考慮することを促す。

20. 女兒と男児並びに障がいをもった子どもの特別な必要性が対処されることを確実にすると同時に、保健医療、心理社会的支援および子どもの福祉にまた持続可能な平和と安全に貢献する教育計画を含む、武力紛争により影響を受けた子どもに対する時宜を得たまた適切な社会復帰と生活復帰の支援を

提供することの重要性を認識し、そして関連する国際機関と市民社会組織に対し、これに関連した加盟国の取組を支援することを奨励する。

21. 加盟国に対し、最後の手段の措置として、最も限定的な場における、できるだけ短時間の間の、その人権を尊重した条件の下でそして主に考慮されるものとして、子どもの最善の利益を考慮したやり方で行われる以外の、移民法と規則に違反した、子ども、特に人身取引の被害者、の行政拘禁の使用を自制することを促し、また加盟国に対し、この慣行を終わらせることに向けて活動することを奨励する。

22. 事務総長に対し、武力紛争における子どもに対するあらゆる違反と虐待に対処する目的で、紛争の状況における子どもの取引と国際連合により認定された武力紛争により影響を受けた子どもに対する深刻な違反との間のつながりを適切な場合には、更に調査することを要請する。

23. UNDOF の事務局長、UNHCR および IOM などのその他の国際的なまた地域的機関を含む、関連する国際連合組織による、必要に応じた、武力紛争における人身取引に関する更なる概要説明を歓迎し、そして加盟国に対し、既存の報告義務の範囲内で含めるために紛争により影響を受けた地区からの人身取引の被害者または紛争地区への取引された被害者に関する情報を UNDOF へ、提供することを奨励する

24. 事務総長に対し、関連する国際連合機関とその他の国際機関と協議して UNODC により策定された紛争状況における人身取引に関するテーマ別報告書が、国連システムの範囲内で広められることを確保することを要請し、そして関連する国際連合機関および組織に対して、その職務権限に従ってその各々の活動の中にそれを使用しそして武力紛争における人身取引の状況を評価しそして対応するその能力を策定することを奨励する。

25. 平和維持活動と特別政治ミッションが、人身取引を防止しそして闘うためにその主要な責任を行使することにおいて受入国を支援できる方法に対して、適当と認められる場合に、より一層の考慮を与える安保理の意図を表明しそして事務総長に対し、そのような派遣団について安全保障理事会の要請に基づいて実施された国の状況の評価が、取引対策の調査と専門知識を、関連する場合には、含むことを確実にすることを要請する。

26. 事務総長に対し、加盟国と協議して、特別政治ミッションと平和維持活動派遣団の関連する要

員の訓練が、予備的な評価に基づいてまた人身取引の被害者の保護とその援助の必要性を考慮しつつ、その職務権限の範囲内で、人身取引の状況を特定し、確認し、対応しそしてそれについて報告することを彼らに可能にする具体的情報を含むことを、適当と認められる場合に、確実にすることを要請する。

27. 武力紛争により影響を受けた地区における人身取引の問題をその職務権限に従う場合、関連する安全保障理事会制裁委員会の活動に統合する安保理の意図をくり返し表明し、そして子どもと武力紛争担当事務総長特別代表と紛争時の性的暴力に関する事務総長特別代表を含む、全ての関連する事務総長特別代表を、必要な場合、委員会の手続規則に従って、これらの制裁委員会に口頭説明するためそして委員会の指定基準に合致している人身取引に関与した個人の名前を含む関連情報を、可能な場合には、提供するため、招請する安保理の意図を表明する。

28. 事務総長に対し、関連する制裁委員会の活動を支援している監視グループ、チームおよびパネルの構成員が自らの義務の遂行中にまたその各々の職務権限に従って、遭遇した人身取引の実例について特定しそして報告する彼らの技術的能力を築くことを確実にすることをまた要請し、そして事務総長に対し、武力紛争により影響を受けた地区における性的暴力に関する監視および報告取極が、性的暴力または搾取の目的のための紛争関連人身取引に関するデータを組織的に収集することを確実にすることを更に要請する。

29. 事務総長に対し、安保理決議 2379 (2017) に従って設立された調査チームの活動が、関連する取引対策調査および専門知識により知られることまたその人身取引犯罪に関する証拠を収集するその取組は、ジェンダーに敏感で、被害者中心で、トラウマについてよく知っていて、権利に基づくそして犠牲者の安全と防護を害さないものであることを確保することを招請する。

30. 加盟国に対し、必要且つ適切な場合には、法的援助に関する相互取極を通したものを含めて、安保理決議 2379 (2017) に従って設立された調査チームと協力すること、そしてそれが、とりわけ同決議の下でその職務権限に関連して所有する可能性のある適切なあらゆる関連情報をそれに提供することを求める。

31. 国際連合制度の諸機関に対し、その調達および供給チェーンにおいて透明性を高めそしてあらゆる国際連合調達において人身取引に対する保護を強化するためのその取組を向上させることまたそ

の趣旨で主要な供給者に対し、反人身取引政策を確立しそして実施しまたその活動と供給チェーンにおいて人身取引に対処するため講じられた措置に関する情報を開示することを求める。

32. 武力紛争の状況における人身取引を防止しそして対処するためそしてその被害者を保護するため国際連合制度の範囲内で調整された対応を策定することを目的とした取組を歓迎し、そして人身取引と闘うことに関与して全ての国際連合組織に対し、既存の制度、特に国際連合組織とその他の国際機構の中の調整を促進するために設立された人身取引に対する機関間調整グループ、の通常の活動に積極的に参加することを要請する。

33. 事務総長に対し、特別政治ミッションと平和維持活動に関する関連する定期報告書に、人身取引を防止することと闘うことにおいてまた取引の被害者、とりわけ女性と子どもを保護することと支援することにおいて、受入国の機関を支援するためその職務権限の範囲内で、遂行された取組に関する情報を含めることを招請する。

34. 事務総長に対し、この決議の実施に関してフォローアップすることと 12 か月以内に為された進展について安全保障理事会に折り返し報告することを要請する。

35. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。